

## 令和6年度 訪問看護経営相談事業実施要項

### 1 目的

訪問看護事業所の経営や運営上の課題、運営管理全般について、相談助言することにより、訪問看護事業所のよりよい経営・運営につなげる。

### 2 事業内容

訪問看護総合支援センターにおいて、訪問看護事業所からの相談に応じるため相談窓口を開設します。人事・労務管理や契約トラブル等については、必要に応じ専門家(社労士等)に依頼し対応します。

- (1)訪問看護事業所の経営や運営相談
- (2)訪問看護全般に関する相談
- (3)必要時、訪問看護事業所へ出向き、現場での実地相談に対応

### 3 対象

奈良県内の訪問看護事業所

### 4 実施期間等

- (1)相談期間 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)
- (2)電話相談は原則として平日の9時から16時30分 0744-25-8441 に直接相談
- (3)面談や現地訪問の場合は電話かメール、FAXいずれかで事前に予約してください。  
(現地訪問は、概ね1時間～2時間以内とし、事業所の状況や依頼内容に応じて、相談の上決定します)

### 5 相談料

無料

### 6 その他

相談(面談)申込様式は別紙のとおり。

申込・問い合わせ

〒634-0074 橿原市四分町 252-1

奈良県訪問看護総合支援センター 伊藤

TEL : 0744-25-8441 FAX : 0744-24-7703

E-mail:itoh@nara-kango.or.jp